

2023年4月1日

## NEDO事業を契約されている事業者の皆様へ

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
(NEDO)

### 約款の一部改正のお知らせ

事業者の皆様には、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当機構では毎年、契約・検査事務の制度改善等を図ってまいりましたが、2023年度におきましては制度改善に伴う事務手続きの変更等を実施するため、**2023年4月1日**から約款の一部を改正及び適用させていただくことになります。つきましては、改正後の業務委託契約約款・共同研究契約約款（一般用、大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款のご確認をお願いいたします。各種約款の最新版は当機構ホームページ（<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>）から入手することができます。また、主な改正の内容は別紙をご参照ください。

事業者の皆様には、約款の改正趣旨等をご理解、ご了承いただき、事業を遂行いただけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、これら約款の改正等に伴い、事業者の皆様からの特段のお手続きは必要ございません。

\*本件に関するお問い合わせは、

各事業担当部、もしくはリスク管理統括部（E-mail: [helpdesk@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk@ml.nedo.go.jp)）までお願いいたします。

約款の主な改正内容について

1. 経費の大項目間の流用制限緩和に伴う改正

※新規・継続

一般事業者における実施計画書の積算に記載された経費の大項目間の流用制限を緩和するため、第5条を改正します。

(対象契約約款)

業務委託契約約款、共同研究契約約款、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款

<参考：業務委託契約約款>

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第5条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。ただし、乙は、実施計画書の積算に記載された項目の配分について業務委託費積算基準に基づく支出により変更する場合、次に掲げる大項目のⅠからⅢまでの合計金額の50%~~20%~~以内に限り、流用(Ⅳ 間接経費及びⅤ再委託費・共同実施費との間の流用を除く。)することができる。

Ⅰ～Ⅴ (略)

2. 再委託費・共同実施費の支払期限延長に伴う改正

※新規・継続

再委託先・共同実施先に対する再委託費・共同実施費の支払期限を、委託先がNED Oへ実績報告書を提出する前までに延長するため、積算基準の第2を改正し3号を新設します。

(対象契約約款)

業務委託契約約款、共同研究契約約款、業務委託契約約款(大学・国研等用)、共同研究契約約款(大学・国研等用)、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款

<参考：業務委託契約約款 業務委託費積算基準>

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるものうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。
- 3 委託期間中に発生した再委託費・共同実施費であって、委託業務実績報告書または委託業務中間実績報告書を乙が甲に提出する前までに、乙が再委託先・共同実施先に対し支払いを完了したものの。